

松戸市シティプロモーション推進事業

PR 戦略及びメディアリレーション等業務委託仕様書

1. 件 名

松戸市シティプロモーション推進事業

PR 戦略及びメディアリレーション等業務委託仕様書

2. 目 的

本市が持つさまざまな魅力や価値（暮らしやすさ、交通の利便性、都市と自然の融合、子育てのしやすさ、人とのつながり等）を、都心や近隣区市を中心に全国へ向けて発信し、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・WEB等のメディアに対するパブリシティ活動やメディア発信活動（メディアリレーション業務）等を行って、メディアへの露出獲得による本市の認知度や知名度・都市イメージの向上、本市への注目度の向上と話題化づくりを目的とします。

3. 履行期間

契約締結日～平成 31 年 3 月 31 日まで

4. 履行場所

松戸市が指定する場所

5. 業務内容

各種メディアへの露出獲得のためのメディアリレーション業務を基本としつつ、話題を喚起し、知名度や都市イメージの向上につなげるため、本市の魅力を有効な手段を用いて発信する企画・実施業務を行います。

主な対象地域は首都圏エリア、特に東京都内及び本市の近隣区・近隣市に住んでいるまたは働いている、子育て世代や若者世代を主なターゲットとします。

(1) メディアリレーションのための企画の提案・実施

企画の提案・実施

本市の魅力や価値、現在進めているプロモーション活動および本市が進める施策などをふまえ、メディアが求めるニーズをリサーチしたうえで、話題を喚起し、注目度が高まるような仕掛けづくりを行ってください。また、メディア露出獲得のための有効なアプローチ方法を企画・実施してください。

※複数のメディアや手法を組み合わせ、相乗効果はかれるような企画にしてください。

(2) メディア露出獲得のためのパブリシティ活動

①効果的なアプローチの企画・実施・提案

本市の魅力（「移・食・住」についての事柄や各種イベント、伝統行事など）について、情報を収集・研究し、それらを取りまとめて発信するアプローチ方法を企画・実施してください。また、本市が話題化されるための何らかの手法を企画・提案・実施してください。

②個別取材や露出等の誘致活動

本市の魅力や価値（「松戸」という地名・位置・交通の利便性等の認知を含む）を的確に伝えるため、波及効果の高いテレビ番組放送（お天気などの番組コーナー、バラエティ、クイズ、特集番組等）やラジオなどをはじめ、雑誌記事や新聞・WEBニュースなどメディアへの個別取材や露出等の誘致活動を行って、番組や記事掲載等の無料のメディア露出の獲得につなげてください。

③メディアへのダイレクトアプローチの実施

テレビ局や番組制作会社・出版社等を訪問し、個別に取材誘致を行い、露出を獲得してください。

④各種メディアとのリレーション構築

各種メディア等と本市担当者との良好な関係を構築してください。

⑤ニュースリリースの作成・配信・活用

本市が行う事業やタイムリーな話題等、露出の獲得に結びつきやすいものについて、効果的なニュースリリースを作成し、的確なメディアへ配信して露出獲得につなげてください。なお、本市では現在WEBによるインターネットプレスリリースを利用していますので、活用も可能です。

(3) クリップングなど効果測定

パブリシティ活動およびメディア発信活動等の効果を測定するため、露出を獲得した番組や記事等およびメディアとの良好な関係の上で獲得した情報露出のクリップングおよびモニタリングを行い、メディア件数や広告換算額を検証してください。また、パフォーマンス効果として、ターゲット層の意識変化や態度変容等の検証、SNS等をはじめとした反響についても測定してください。

6. 報告および成果品

松戸市シティプロモーション推進事業 PR 戦略及びメディアリレーション等業務の成果品として以下を「実績報告書」としてまとめ、納品してください。

- (1) 本業務により実施した活動の実績
- (2) 本業務を通じて掲載されたメディア（番組や記事等）の実績
（番組等の映像や音声は随時データ等にて。記事掲載等は印刷物にて）
- (3) 本業務を通じてみられた意識変化や反響の実績
- (4) 1ヶ月に1度「実績報告書」をもとに本市へ報告を行ってください。

※契約終了時には、総括する「実績報告書」および「業務完了届」を提出してください。

7. 業務履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

8. 留意事項

本仕様に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとします。業務の遂行にあたっては、統轄責任者を置き、PR 業務のメイン担当を明確にして、業務全般の活動を一元化してください。

9. その他

- (1) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとします。
- (2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとします。